

## 低入札価格調査について（入札説明書添付資料）

### 1、低入札価格調査

入札時において、入札価格が低入札調査基準価格に満たない場合には、落札決定を保留し、当該入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて、当該入札者から説明資料の提出を求め、当該入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行った上で落札者を決定する。

調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、日本下水道事業団会計規程第58条第1項ただし書きの規定により次順位者を落札予定者とするものとする。

### 2、低入札調査基準価格

低入札調査基準価格は、予定価格を構成する項目ごとに次の算定式により算出した額とし、積算体系が異なる工事種別を含む場合は、それぞれの工事種別ごとに算定した額の合計額とする。ただし、その額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10、9.2/10を超える場合は9.2/10とする。なお、低入札調査基準価格（消費税除き）は万円単位とし、千円以上の端数があるときはその端数金額を切り上げ、千円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて計算する。

#### ①土木工事

直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋**一般管理費等×68%**

#### ②建築工事（建築機械設備工事、建築電気設備工事を含む。）

（直接工事費－現場管理費相当額<sup>※1</sup>）×97%＋共通仮設費×90%

＋（現場管理費＋現場管理費相当額<sup>※1</sup>）×90%＋**一般管理費等×68%**

※1 現場管理費相当額＝直接工事費×10%

#### ③機械設備工事（流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事をいう。）及び電気設備工事

機器費×93%＋直接工事費×97%＋共通仮設費×90%

＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）×90%＋**一般管理費等×68%**

#### ④積算体系が異なる工事種別を含む場合

それぞれの工種ごとに算定した額の合計額

例一1）土木工事と建築工事の場合は、①と②の合計額

例一2）機械設備工事と一般土木工事の場合は、③と①の合計額

#### ⑤デザインビルド方式（DB方式）の場合

次のa)、b)、c)の算定式により算出した額の合計額に満たない場合に低入札価格調査を実施するものとする。なお、建築工事が含まれている場合は、建築工事の調査基準価格を加算する。

a) 実施設計（建設コンサルタント業務）

直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費等×48%

上記、算定式による算出額を予定価格で除した割合が、8/10を超える場合にあっては、8/10と、6/10に満たない場合にあっては、6/10とする。

b) 機械設備工事及び電気設備工事

機器費×93%＋直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋

（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）×90%＋**一般管理費等×68%**

c) 土木工事

直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋**一般管理費等×68%**

### 3、低入札価格調査の留意点

- 1) 入札価格が低入札調査基準価格に満たない場合は、低入札価格調査を行う。
- 2) 入札者は、契約職等があらかじめ指定した期日までに4. の記載要領に従って作成した資料を提出しなければならない。資料部数は4部提出とする。なお、提出に当たっては各様式を参考とすること。
- 3) 低入札価格調査の資料提出期限は、開札日の翌日から7日以内（土、日、祝日の場合はその翌日）とする。ただし、発注者から指定された場合はこの限りではない。
- 4) 発注者は、入札者が提出した資料に関し、必要に応じて事情聴取を実施する。
- 5) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、必要な書類を提出するよう指示した場合は、この限りでない。
- 6) 必要な書類を提出するよう指示した場合、入札者は契約職等があらかじめ指定した期日までに資料提出しなければならない。なお、提出期限は、提出を指示した翌日から7日以内（土、日、祝日の場合はその翌日）で指示する。
- 7) 入札者は、記載した内容を立証するため、提出すべき添付書類のほか、必要と認める添付書類を提出することができる。
- 8) 事情聴取後の再聴取は、原則として実施しない。
- 9) 入札者は、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合、その他調査に協力しない場合は、入札を無効とする。
- 10) 低入札価格調査において提出された資料は、契約図書ではないが、施工管理部署へ引継ぎを行い確実な施工を確保するための資料とする。
- 11) 低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、5. による。

### 4、具体的な低入札調査資料の作成要領

提出資料は、項目ごとに整理して提出するものとする。

#### 1) 当該価格で入札した理由（様式—1）

##### 〔記載要領〕

- ・当該入札価格で当該工事を施工することができる理由について、機器費、資材費、労務費、手持ち工事の状況、当該工事事務所・倉庫との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請業者等の協力等の面から記載する。

また、設備工事については、主要機器の購入先、購入額、関係等の面からも記載する。

## 2) 入札価格の積算内訳(様式は自由)

### 〔記載要領〕

(共通)

- ・記載内容は、交付した本工事の内訳書(明細書)に対応するものとする。
- ・提出する内訳書の合計額は、入札価格と同額とする。
- ・提出する内訳書の金額は、第1回の入札において提出した工事費内訳書と同額とする。
- ・備考欄に対応する資料等の様式番号を記載すること。
- ・下請業者を予定している場合は、第1次下請契約予定者及びその契約予定金額(様式—2)及びその下請業者から提出された見積書(写し)を添付すること。
- ・工事内訳書(内訳書・明細書)では、「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
- ・作成した内訳書の電子データ(Excelで作成のこと。)を提出すること。

## 3) 手持ち工事の状況(様式—3、3の1)

### 〔記載要領〕

- ・契約対象工事付近(半径10km程度)における手持ち工事及び契約対象工事に関連(同種または同類の工事)する手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、手持ち工事ごとに記載する。なお、該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・機械・電気設備工事では提出を要しないものとする。

## 4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(様式—4)

### 〔記載要領〕

- ・契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り記載する。なお、該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とする。
- ・機械・電気設備工事では提出を要しないものとする。

## 5) 手持ち資材の状況(様式—5)

### 〔記載要領〕

- ・本様式は、手持ち資材のうち、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材に限り記載する。なお、該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・機械・電気設備工事では提出を要しないものとする。

## 6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係(様式—6)

### 〔記載要領〕

- ・資材及び機器の購入を予定している場合は、購入先及び購入先と入札者との関係(様式—6)及び販売店等の作成した見積書(写し)を添付する。
- ・見積書には資材名、機器名、仕様等を記載すること。また、仕様を確認することができる資料を添付する。
- ・概ね100万円以上の資材及び機器を対象とする。

令和5年4月1日以降の公告から適用

- ・機械・電気設備工事において自社製品機器を使用する場合も、本様式に記載する。ただし、見積書（写し）は提出を要しないものとする。
- ・機械・電気設備工事において機器費のうち購入製品となるものについては、製造業者名及び地方公共団体等が発注した下水道施設又は下水道類似施設での納入実績例を求める場合があるので事前に準備しておくこと。

#### 7) 手持ち機械数の状況（様式—7）

##### 〔記載要領〕

- ・本様式は、手持ち機械のうち、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械に限り記載する。なお、該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・機械・電気設備工事では提出を要しないものとする。

#### 8) 労務者の具体的供給見通し（様式—8）

##### 〔記載要領〕

- ・自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（）内に内書きする。
- ・「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。

#### 9) 過去に施工した公共工事名及び発注者名（様式—9）

##### 〔記載要領〕

- ・過去2年間（平成22年度の場合、平成20、21年度）に元請として施工した同種工事又は類似の実績について記載する。実績の数が10件を超えるときは、判明している落札率の低い順に10の工事の実績を選んで記載する。その際、優先順位は、①日本下水道事業団発注工事の実績、②低入札価格調査の対象となった工事の実績とする。
- ・記載した工事が竣工している場合は、工事成績評点を備考に記載する。

#### 10) 配置予定技術者名簿（様式—10、様式—10の1）

##### 〔記載要領〕

- ・本工事に配置予定の技術者を全て記載する。
- ・品質管理照査担当技術者については、入札者との雇用関係又は委託関係等を証明する資料（健康保険証の写し等）、資格者証の写し、施工実績等を添付する。

#### 11) 経営内容（様式なし）

- ・直近の経営規模等結果通知書（写し）及び財務諸表（写し）を提出する。

#### 12) 低入札価格調査資料の概要（様式—11）

- ・低入札調査資料に記載した主な事項について記載し、電子データ(Excelで作成のこと。)で提出すること。

### 5、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合

調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、(1)から(8)について実施すること。

また、低入札価格調査及び特別重点調査において提出された資料の記載内容と施工予定内容等が異なる場合は、その理由を文章で主任監督職員に提出し承諾を受けること。

請負者が(1)から(8)までの事項に違反した場合は、工事請負契約に係る指名停

令和5年4月1日以降の公告から適用

止等取扱要領（昭和59年7月2日付け経契発第13号）別表第1第4号に該当するものとし指名停止措置の対象とする。

(1) 施工体制台帳の提出

請負者は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

(2) 重点的な監督業務の実施

請負者は、発注者が必要と認めた場合に、あらかじめ提出された施工体制台帳、施工計画書、施工承諾函等に記載された内容と施工現場等の状況について行う入念な調査に協力しなければならない。

(3) 労働安全担当部局との連携

請負者は、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から、発注者が必要と認めた場合に、労働基準監督署の協力を得て行う調査に協力しなければならない。

(4) 品質管理照査担当技術者

請負者は、品質管理の照査を担当する技術者（品質管理照査担当技術者）を配置しなければならない。

品質管理照査担当技術者は、品質管理計画表、品質管理記録表、施工管理チェックシート、工場検査、総合点検、総合試運転、完成検査等に関する社内照査を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

品質管理照査担当技術者は、特別重点調査を試行する工事においては、本工事における配置予定技術者と同等の資格及び施工実績を有する直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、特別重点調査を試行しない工事においては、本工事における配置予定技術者と同等の資格又は施工実績のどちらかを満たす者とする。

品質管理照査担当技術者は、本工事の主任（監理）技術者及び設計担当技術者が併任することはできないが、専任することは要しないものとする。

(5) 中間技術検査の実施

請負者は、発注者が必要に応じて行う中間技術検査に協力しなければならない。

(6) モニターカメラの設置

発注者がモニターカメラの設置を求めた場合は、請負者は施工現場にモニターカメラを設置し、発注者が工事全体の施工状況を把握することができる環境を構築しなければならない。

(7) ビデオ撮影

発注者がビデオ撮影を求めた場合は、請負者は発注者の指定する不可視部分の施工、工場検査の実施の状況に関するビデオを撮影し、発注者に提出しなければならない。

(8) 品質管理照査担当技術者の業務内容、モニターカメラの設置及びビデオ撮影要領は、「調査基準価格を下回る金額で契約する場合の施工監理について」によるものとする

## 低入札調査に関する提出資料一覧表

- ※ 以下の資料を作成し、期限までに発注者あてに提出すること。
- ※ 様式-0に示す表紙をつけて提出すること。
- ※ 項目毎にわかり易く整理し、提出すること。

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| ① 当該価格で入札した理由             | (様式-1)       |
| ② 入札価格の積算内訳               | (様式なし)       |
| ③ 第1次下請契約予定者およびその契約予定金額   | (様式-2)       |
| ④ 手持ち工事の状況                | (様式-3、3の1)   |
| ⑤ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連 | (様式-4)       |
| ⑥ 手持ち資材の状況                | (様式-5)       |
| ⑦ 資材購入先及び購入先と入札者との関係      | (様式-6)       |
| ⑧ 手持ち機械数の状況               | (様式-7)       |
| ⑨ 労務者の具体的供給見通し            | (様式-8)       |
| ⑩ 過去に施工した公共工事名及び発注者名      | (様式-9)       |
| ⑪ 配置予定技術者名簿               | (様式-10、10の1) |
| ⑫ 経営内容(財務諸表等)             | (様式なし)       |
| ⑬ 低入札価格調査資料の概要            | (様式-11)      |

様式一〇

令和 年 月 日

日本下水道事業団  
〇〇 総合事務所 契約課長

〇〇〇〇(株式会社)  
〇〇〇〇長

令和 年 月 日付けで貴職より調査依頼のありました  
工事名 〇〇市 〇〇浄化センター 〇〇工事」  
の入札価格に関する事項について、下記のとおり報告します。

なお、当社が契約の相手方となったときは、工事の施工にあたって、契約図書に基づき、品質、安全等に万全を期し、粗雑工事を行いません。また、下請予定業者等にしわ寄せすることはいたしません。

#### 記

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 入札価格の積算内訳
- ③ 第1次下請契約予定者およびその契約予定金額
- ④ 手持ち工事の状況
- ⑤ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連
- ⑥ 手持ち資材の状況
- ⑦ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑧ 手持ち機械数の状況
- ⑨ 労務者の具体的供給見通し
- ⑩ 過去に施工した公共工事名及び発注者名
- ⑪ 配置予定技術者名簿
- ⑫ 経営内容(財務諸表等)
- ⑬ 低入札価格調査資料の概要

様式－1

### 当該価格で入札した理由

☆ 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請け会社等の協力等からの面から記載する。  
なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。



様式-3

手持ち工事の状況(契約対象工事現場付近)

工 事 名	発 注 者	工 期	金 額(税抜)	備 考
<p>・本様式には、契約対象工事現場付近(半径10km程度)での手持ち工事の件名を記入し、その工事の場所が図面上で確認できること。また、対象工事の位置も記入すること。 図面の縮尺は自由とする。</p>				

様式-3の1

手持ち工事の状況(契約対象工事関連)

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発 注 者	工 期	金 額(税抜)	備 考
<p>・本様式には、契約対象工事の同種又は同類の手持ち工事名を記入する。</p>				

様式－4

**契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連**

☆ 分かりやすい地図で契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連が明確になるように記入する。また、所在地も明らかにする。縮尺は問わない。



様式-6

資材購入先及び購入先と入札者との関係

工種 種別	品名 規格	単 位	数 量	購 入 先 名			備 考
				業 者 名	所 在 地 連 絡 先	入札者との関係	
						・購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等	

注1、機械・電気設備工事で自社製品・資材を使用する場合も、本様式に記載すること。  
 自社製品・資材を使用する場合は、業者名欄に「自社製品・自社資材」と記載のこと。  
 注2、本様式に見積書(写)を添付すること。ただし、自社製品・資材についてはこの限りではない。



様式-8

労務者の具体的供給見通し

工 種	職 種	単 価	員 数	下請け会社との関係 下請け会社名 等
土 工	普通作業員		200(100)	同族会社 (株)〇〇
配管工	配管工・普通作業員		120(80)	□◇会メンバー (株)△▽
	☆( )内は、自社労務者で内書き。			
	☆自社労務者と下請労務者と区分する。			
	☆下請会社との関係も明記する。			
	☆労務単価も記入する。			



様式-10

配置予定技術者名簿

区 分	氏 名	資 格	取 得 年 月 日	免 許 番 号 交 付 番 号
監理技術者	近畿 太郎	一級土木施工管理技士 管理技術者資格者証	H. 5. 6. 1 H. 3. 7. 1	第123456号
主任技術者				
現場代理人				
設計担当者				
品質管理照査担当技術者				

注1. 当該工事に配置予定の技術者全てを記載すること。

様式-10の1

品質管理照査担当技術者通知書

標記について入札説明書の記載に基づき、下記の技術者を品質管理の照査を担当する技術者として定めましたので通知します。

氏名及び経歴等

氏名		生年月日	
学歴			
資格			
施工実績			

注1. 施工実績に対応したCORINSの写し、施工実績を証明する図面等を添付すること。

注2. 監理技術者証の写し及び健康保険証等雇用を証明する資料の写しを添付すること。

注3. 特別重点調査対象工事については、資格及び施工実績のどちらも証明できる資料とすること。

注4. 特別重点調査を行わない工事については、資格又は施工実績のいずれかを証明できる資料とすること。

様式-11

低入札価格調査資料の概要

工事名:

業者名:

住所:

項目	内容
1 その価格により入札した理由	理由を要約して記入 (調査報告書 P○)
2 契約対象工事付近における手持ち工事の状況	代表的な工事名及び発注者を記入(同一県内を目安)。 (調査報告書P○)
3 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	代表的な工事名、発注者を記入 (調査報告書 P○)
4 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連	事業所、倉庫等の住所及び施工場所からの距離を記載 (調査報告書P○)
5 手持ち資材の状況	代表的な資材について記入 (調査報告書P○)
6 資材購入先及び購入先と入札者との関係	代表的な機器・資材について資材名、購入先、入札者との関係を記入(調査報告書P○)
7 手持ち機械数の状況	代表的な機械について記入 (調査報告書P○)
8 労務者の具体的供給見通し	自社労務者による工種、代表的な下請予定工種及び下請先を記載 (調査報告書P○)
9 過去に施工した公共工事名及び発注者	調査報告書P○のとおり
10 経営内容	経営状況を簡素に記入 (調査報告書P○)
11	[空欄とする]
12 その他必要な事項	

別添

平成 22 年 4 月 1 日

## 調査基準価格を下回る金額で契約する場合の施工管理について

調査基準価格を下回る金額で契約する場合の施工管理について、品質管理のために、日本下水道事業団から品質管理照査技術者の配置、モニターカメラの設置及びビデオ撮影の指示を受けた場合は次により実施されたい。なお、詳細については主任監督員が指示することとする。

### 1 品質管理照査担当技術者

#### (1) 業務内容

品質管理照査担当技術者は、品質管理計画表、品質管理記録表、施工管理チェックシート、工場検査、総合点検、総合試運転、完成検査等に関する社内照査を実施し、その結果を発注者へ報告しなければならない。また、完成検査前の社内検査、総合点検、総合試運転、機器の工場検査及び製品（工場）検査、一部完成検査、中間技術検査、特命検査、完成検査に立ち会わなければならない。

#### (2) 確認を求める書類

「工事請負者契約関係様式集」「土木工事必携」「建築工事必携」「機械設備工事必携」「電気設備工事必携」に定める提出書類のうち品質管理上必要な書類及び主任監督員より指示があった書類に付いて品質管理照査担当技術者が確認し記名、押印し発注者に報告すること。参考として、上記様式集、必携に記載された書類のうち、確認等を必要とする書類を次表に示す。

種 別	様式番号	書 類 名	備 考
工事中	—	施工計画書	土木、建築、機械
	—	現場工事施工計画書	電気
	—	品質管理計画表	土木
	—	品質管理確認記録表	土木
	—	施工報告書	建築
	—	工事打ち合せ簿	土木、建築
	—	主要機器材料製作者通知書	機械、電気
	—	機器製作計画書	機械、電気
	—	機器設計製作打合せ議事録	機械、電気
	18	施工設計図書の承諾申請書	建築、機械、電気
	19	機器設計製作図書の承諾申請書	建築、機械、電気
	23-3	製品（工場）検査報告書	機械、電気
	23-4	工場検査報告書	機械、電気
	—	検査試験成績表	機械、電気
	—	電気設備工事施工管理シート	電気
—	現地試験チェックシート	電気	

種 別	様式番号	書 類 名	備 考
総合試 運転時	—	総合点検指示事項書	
	—	総合点検指示事項及び完了報告書	
	—	総合試運転準備確認報告書	
	—	総合試運転実施要領書	
	—	総合試運転機能確認指示事項書	
	—	総合試運転機能確認指示 事項完了報告書	
	—	総合試運転故障・補修完了報告書	
	—	総合試運転実施報告書	
完成時	—	工事施工チェックシート	機械

注1) 様式番号は、「工事請負契約関係様式集」に示す番号である。

注2) 「建築」は、「建築機械設備」、「建築電気設備」を含む。

注3) 表に示す書類は、参考であり必要な書類の全てではない。

## 2 モニターカメラの設置について

- ① プライバシーの侵害にならないよう、モニターカメラの設置位置には十分留意すること。
- ② モニターカメラの仕様は、下記を標準とし、監督職員が Web ブラウザに ID 及びパスワードを入力することにより、モニタリングできる環境を構築すること。

有効画素数	30万画素以上
動画解像度	640×480以上
最大フレームレート	30フレーム/秒
接続ポート	USB2.0
焦点距離	16cm～無限大
可動範囲	横方向 180度以上 縦方向 90度以上
動作環境	WindowsXP/Vista
風雨対策	強風、雨、雪等悪天候により、破損等の機能障害が生じないように対策を講じること

### 3 ビデオの設置について

- ① ビデオ撮影の対象は、不可視部分の写真撮影箇所及び工場試験の実施状況とする。
- ② ビデオには、撮影対象（構造物名、通り、階数、機器名など撮影対象が特定できること）、撮影内容（施工段階ごとの作業内容）を音声で入れること。
- ③ 不可視部分の撮影内容
  - a. 対象工種
    - 土木・建築工事：配筋、コンクリート打設、埋設管、杭基礎及び主任監督員が指定する工種
    - 機械・電機：機器の基礎、埋設配管及び主任監督員が指定する工種
  - b. 撮影内容
    - 対象工種の一連作業が確認できるよう施工段階ごとに、1～2分程度撮影する。
    - 例：埋設管の場合
      - ①掘削状況 ②床均し状況 ③管布設状況（布設高さ、土被等が確認できること）
      - ④接合部施工状況（鋳鉄管における締付トルクなど品質管理に必要な項目が確認できること） ⑤埋戻し・転圧状況 ⑥表面復旧状況
- ④ 工場試験の撮影内容
  - a. 対象
    - 土木・建築工事
      - 特記仕様書で定められた工場検査
    - 機械・電気設備工事
      - 本工事費内訳書に記載されている機器についての社内検査を対象とするが、以下の設備は除くものとする。
      - 機械設備：「指定検査機関による検査を受ける製品」、床排水ポンプ、可搬式小型空気圧縮機、除湿器、手動式チェーンブロック及び電動式チェーンブロック
      - 電気設備：計装設備
  - b. 撮影内容
    - 品質管理担当及び品質管理照査担当技術者の立会い状況、員数検査、寸法検査、試験方法、試験結果等が確認できること。
    - 機器点数にもよるが、撮影時間は一工事あたり20分程度とする。
    - 例：OD縦軸曝気機（製品B）
      - 工場検査内容 ア外観検査 イ構造検査 ウ材料検査 エ寸法検査 オ塗装検査 カ作動・性能検査 キ購入品検査 クPLに関する確認 ケ写真の確認
      - 撮影内容
        - ア 外観検査：員数が確認できる程度
        - イ 構造検査：開閉装置の確認、油脂類交換の容易性の確認、気密試験実施状況
        - ウ 材料検査：書面確認のため撮影対象外
        - エ 寸法検査：リボン測定の状況
        - オ 塗装検査：膜厚測定状況、測定値（測定値が確認できること）
        - カ 作動・性能検査：メガー、耐電圧、温度、振動、騒音などの測定状況及び測定値

(測定値が確認できること)

キ PLに関する確認：充電部の保護、面取り部など

- ⑤ 写真撮影計画の対象箇所ビデオ撮影対象箇所を記載する。
- ⑥ ビデオ撮影機の仕様は、デジタル撮影が可能なものとする。(解像度等は、問わない)
- ⑦ 撮影した映像は、DVD-Rに編集し、J Sに2部を提出する。ラベルは完成検査のCD-Rに準ずることとするが、契約番号は不要とする。
- ⑧ 請負者は、検査時にビデオ映像を確認できる機材(PC等)を準備する。確認は原則、既済検査時及び完成検査時に施工監督員が行うこととするが施工途中においても内容確認のため提出を求めることができるものとする。設計センターでの工場検査又は製品(工場)検査においては、社内検査時の内容を撮影したDVD-Rを提出すること。